

入れ墨調査に回答しなかった職員に対する 懲戒処分撤回を求める声明

2012年8月28日、大阪市は、いわゆる「入れ墨調査」に回答しなかった職員6名に対し、戒告の懲戒処分を行った。

この調査は、本年2月末に大阪市立の児童福祉施設の男性職員が子どもに入れ墨を見せたり暴言を吐いたりしたなどと報道されたのを受けて、橋下徹大阪市長の指示により、5月1日から、大阪市が、全職員に対し、記名式により入れ墨に関する調査を行ったものである。同調査は、「業務中に市民の目に触れる可能性がある部分（肩から手の指先まで、首から上、膝から足の指先まで）」の入れ墨の有無について、回答を義務づけていた。

そして、同調査に対する回答をしなかった職員に対し、大阪市は、橋下市長名の7月13日付「職務命令」や7月30日付「警告書」を発し、本件調査への回答拒否が職務命令違反であり懲戒事由に該当するとして再三にわたり回答を強制した上、ついには本件懲戒処分を行ったものである。

しかしながら、そもそも、入れ墨の有無は個人の私的自由に属する事柄である。かかる事項について回答を強制することは、職員個人の私的自由とプライバシーを侵害し、憲法13条に違反するものである。大阪市は、入れ墨が市民の目にふれることになれば市民に不安感や威圧感を与え職務に支障をきたすことを理由にしているが、そうであれば、目視等により実際に入れ墨が人目に触れる職員を個別に確認すれば足り、全職員に対し一律に回答を強制することを正当化する理由にはなり得ない。

したがって、職員に対する調査への回答を義務づける職務命令は無効であって、職員に回答義務はなく、回答しなかった職員に対する懲戒処分も懲戒権の濫用であって無効である。

そもそも、入れ墨調査の契機となった男性職員のケースは、大阪市によると、「施設で調理を担当。熱湯が入った大鍋や包丁などが並ぶ調理場で子どもたちがふざけないよう、厳しい口調で注意したという。『入れ墨で威嚇した』という事実は確認できなかった。」（朝日新聞6月9日付朝刊）というもので、当初報道自体が正確性を欠くものであって、およそ調査の必要性もなかった。橋下市長は、同年2月にも、捏造された職員リストを契機として、職員の思想信条の自由や団結権等を侵害するアンケートを強行し、自由法曹団や日本弁護士連合会など、社会的批判を受けて廃棄に追い込まれたものであるが、その直後に本件調査を行ったものであり、同市長には反省の態度が見られないというほかない。

自由法曹団は、大阪市に対し、調査に回答しなかった職員に対する懲戒処分を直ちに撤回することを強く求める。

2012年9月25日

自由法曹団団長 篠原義仁